

旧	新	備考
<p>【現行仕様なし】</p>	<p style="text-align: right;">別 添</p> <p style="text-align: center;">受配電設備標準仕様書 (トンネル) 検査方案書</p> <p style="text-align: center;">東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社</p>	

旧	新	備考
	<p data-bbox="1804 743 1982 802" style="text-align: center;">第3編</p> <p data-bbox="1341 928 2439 1054" style="text-align: center;">(防災等級AA、A、B (1,000m以上) 級トンネルでトンネル照明制御装置を導入するトンネル)</p> <p data-bbox="1780 1117 2006 1163" style="text-align: center;">検査方案書</p>	

旧	新	備考
	【 第3編 目次 】 第1章 適用..... 1 第2章 検査内容..... 2 2-1 機器承諾時検査..... 2 2-1-1 耐震性検査..... 2 2-2 機器完成時検査..... 3 2-2-1 構造検査..... 3 2-2-2 保護等級検査..... 4 2-2-3 扉機構部検査..... 4 2-2-4 電源供給検査..... 5 2-2-5 受配電制御機能検査..... 5 2-2-6 監視機能検査..... 6 2-2-7 保護機能検査..... 6 2-2-8 インターロック検査..... 7 2-2-9 変圧器仕様検査..... 7 2-2-10 高圧遮断器仕様検査..... 8 2-2-11 断路器仕様検査..... 8 2-2-12 避雷器仕様検査..... 8 2-2-13 電力ヒューズ仕様検査..... 9 2-2-14 計器用変圧器仕様検査..... 9 2-2-15 計器用変流器仕様検査..... 9 2-2-16 低圧遮断器仕様検査..... 10 2-2-17 双投形電磁接触器仕様検査..... 10 2-2-18 低圧電磁接触器仕様検査..... 10 2-2-19 柱上開閉器仕様検査..... 10 2-2-20 調光変圧器仕様検査..... 11 2-2-21 低圧切換開閉器仕様検査..... 11 2-2-22 指示計器精度検査..... 11 2-2-23 電力量計仕様検査..... 12 2-2-24 継電器仕様検査..... 12 2-2-25 高圧過電流継電器仕様検査..... 12 2-2-26 高圧地絡継電器仕様検査..... 12	

旧	新	備考
	2-2-27 高圧地絡方向継電器仕様検査..... 13 2-2-28 電圧継電器仕様検査..... 13 2-2-29 低圧地絡継電器仕様検査..... 13 2-2-30 デジタル形保護継電器仕様検査..... 13 2-2-31 インターフェース検査..... 14 2-2-32 試験停電機能検査..... 14 2-2-33 MTR 確認検査..... 14 2-2-34 外観検査..... 15	

旧	新	備考
	<p>第1章 適用</p> <p>本検査方案書は、受配電設備標準仕様書（トンネル）第3編「第3章 検査」で示した各検査における検査内容、検査方法及び検査基準に適用するものである。</p>	

旧	新	備考
	<p>第2章 検査内容</p> <p>2-1 機器承諾時検査</p> <p>2-1-1 耐震性検査</p> <p>(1) 検査内容</p> <p>1) 筐体の据付に対する耐震強度 筐体の据付に対する耐震強度の計算値を確認する。</p> <p>2) 筐体の耐震性能 筐体の耐震性能に対する計算値を確認する。</p> <p>(2) 検査方法</p> <p>1) 筐体の据付に対する耐震強度 「電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省 大臣官房技術調査課電気通信室） 第3章設備の耐震基準」による計算結果を提出する。またアンカーボルト単体の強度試験データについてもあわせて提出する。</p> <p>2) 筐体の耐震性能</p> <p>(a) 筐体の耐震強度計算については、製造者が設定した耐震強度計算方法により計算した結果を提出する。</p> <p>(b) 筐体内に収容している状態での主要機器の転倒、移動については、製造者が設定した耐震強度計算方法により計算した結果を提出する。</p> <p>(3) 検査基準</p> <p>1) 筐体の据付に対する耐震強度 「電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省 大臣官房技術調査課電気通信室） 第3章設備の耐震基準」の重要機器Bに相当する基準を満足すること。</p> <p>2) 筐体の耐震性能 「電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省 大臣官房技術調査課電気通信室） 第3章設備の耐震基準」の重要機器Bに相当する基準を満足すること。</p> <p>2-2 機器完成時検査</p> <p>2-2-1 構造検査</p> <p>(1) 検査内容 筐体の構造を確認する。</p> <p>(2) 検査方法 「JEM1425 [高圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ] 7. 受け渡し検査」「JEM1265 [低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ] 8. 受け渡し検査」によるものとする。</p> <p>なお、高圧機器を収容する筐体の形は「JEM1425 [高圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ] 5. 201 スwitchギヤの形」、低圧機器を収容する筐体の形は「JEM1265 [低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ] 6. 9 低圧スイッチギヤの形」によるものとし、標準的に下表のとおりとされているかを目視で確認する。</p>	

旧	新	備考																					
	<table border="1" data-bbox="1472 197 2460 491"> <thead> <tr> <th>盤種別</th> <th>形式 ※1</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受電盤</td> <td>CW</td> <td rowspan="2">JEM1425</td> </tr> <tr> <td>主変圧器盤</td> <td>CY または CX</td> </tr> <tr> <td>動力盤</td> <td>CY または CX</td> <td rowspan="2">JEM1265</td> </tr> <tr> <td>電灯盤</td> <td>CY または CX</td> </tr> <tr> <td>き電盤</td> <td>CW</td> <td rowspan="2">JEM1425</td> </tr> <tr> <td>主変圧器 1 次盤</td> <td>CW</td> </tr> <tr> <td>低圧保守切換盤</td> <td>CX</td> <td>JEM1265</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1472 499 2297 575">※1 形式第一文字 C：キュービクル型スイッチギヤ 形式第二文字 W：引出型機器 X：固定型機器 Y：搬出型機器</p> <p data-bbox="1421 632 1590 663">(3) 検査基準</p> <p data-bbox="1457 678 2457 800">「JEM1425 [高圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ]7. 受け渡し検査」 「JEM1265 [低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ]8. 受け渡し検査」によるものとする。</p> <p data-bbox="1457 814 2457 1024">また、低圧機器を収容する筐体の形は、「JEM1265 [低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ]6.9 低圧スイッチギヤの形」によるものとし、標準は上表であること。さらに高圧機器を収容する筐体の形は、「JEM1425 [高圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ]5.201 スwitchギヤの形」によるものとし、標準は上表であること。</p> <p data-bbox="1377 1083 1626 1115">2-2-2 保護等級検査</p> <p data-bbox="1421 1129 1590 1161">(1) 検査内容</p> <p data-bbox="1457 1176 1783 1207">筐体の保護等級を確認する。</p> <p data-bbox="1421 1222 1590 1253">(2) 検査方法</p> <p data-bbox="1457 1268 2457 1344">高圧機器を収納する筐体は、「JEM1425 [高圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ] 6.103 保護等級の検証」によるものとする。</p> <p data-bbox="1457 1358 2457 1434">また、低圧機器を収納する筐体は、「JEM1265 [低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ] 7.5 保護等級の検証」によるものとする。</p> <p data-bbox="1421 1449 1590 1480">(3) 検査基準</p> <p data-bbox="1457 1495 2457 1614">高圧機器を収容する筐体の保護等級は「JEM1425 [高圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ] 5.101.1 危険な部分への接近に対する人の保護及び固形異物侵入に対する装置保護」の IP2X 以上とする。</p> <p data-bbox="1457 1629 2457 1749">また、低圧機器を収容する筐体の保護等級は「JEM1265 [低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ] 6.4.1 危険な部分への接近に対する人の保護及び固形異物侵入に対する装置保護」の IP2X 以上とする。</p>	盤種別	形式 ※1	規格	受電盤	CW	JEM1425	主変圧器盤	CY または CX	動力盤	CY または CX	JEM1265	電灯盤	CY または CX	き電盤	CW	JEM1425	主変圧器 1 次盤	CW	低圧保守切換盤	CX	JEM1265	
盤種別	形式 ※1	規格																					
受電盤	CW	JEM1425																					
主変圧器盤	CY または CX																						
動力盤	CY または CX	JEM1265																					
電灯盤	CY または CX																						
き電盤	CW	JEM1425																					
主変圧器 1 次盤	CW																						
低圧保守切換盤	CX	JEM1265																					

旧	新	備考
	<p>2-2-3 扉機構部検査</p> <p>(1) 検査内容 遮断器が投入している状態で扉が開閉できることを確認する。</p> <p>(2) 検査方法 遮断器が収納されている筐体で遮断器を投入状態とし、扉の開閉を手動で行う。</p> <p>(3) 検査基準 標準仕様書「2-2-1盤全般(6)」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-2-4 電源供給検査</p> <p>(1) 検査内容 負荷設備に適切な電源が供給できることを確認する。</p> <p>(2) 検査方法 機器に対して標準的な電圧を入力し、主変圧器及び所内変圧器の二次側にて出力電圧を確認する。</p> <p>(3) 検査基準 負荷設備に適切な電圧が出力されること。</p> <p>2-2-5 受配電制御機能検査</p> <p>(1) 検査内容 受配電の制御機能について動作を確認する。</p> <p>(2) 検査方法</p> <p>(a) 制御方法の切換 盤面で遠方から直接、直接から遠方、自動から手動、手動から自動への切換を行う。また、遠方監視制御設備からの入力端子に擬似的な自動、手動の信号を入力する。</p> <p>(b) 停電時自動制御 受電状態から停電を発生させる。</p> <p>(c) 復電時自動制御 停電状態から受電状態にする。</p> <p>(d) 直接手動制御 受配電設備のモードを「直接」「手動」とし、盤面の操作スイッチを操作する。</p> <p>(e) 遠方手動制御 遠方監視制御設備からの入力端子において擬似信号を受配電設備に入力する。</p> <p>(f) 負荷制限 双投形電磁接触器を「自家発側」側または発電機連絡遮断器投入とする。</p> <p>(g) 室内換気扇制御 温度調節器から擬似の信号を入力する。また、手動によるスイッチの操作を行う。</p> <p>(3) 検査基準 標準仕様書「2-4-1機能(4)受配電制御機能」に規定する内容を満足すること。</p>	

旧	新	備考
	<p>2-2-6 監視機能検査</p> <p>(1) 検査内容 監視機能について動作を確認する。</p> <p>(2) 検査方法</p> <p>(a) 故障表示の自己保持 継電器等で擬似の障害を発生させた後に復帰させる。</p> <p>(b) 故障表示の表示復帰 継電器等で擬似の障害を復帰させた後に表示復帰操作を行う。</p> <p>(c) 故障時に点灯する表示項目の確認 継電器等で擬似の障害を発生させ、適切な故障表示項目が点灯することを確認する。</p> <p>(d) 状態表示項目の確認 各制御を行い、適切な状態表示項目が点灯することを確認する。</p> <p>(e) 計測値表示 電力供給状態において、計測箇所の計測値が表示できることを確認する。</p> <p>(f) 障害検出 表示器の故障判断方法に従い、操作を行う。</p> <p>(3) 検査基準 標準仕様書「2-4-1機能(6)監視機能」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-2-7 保護機能検査</p> <p>(1) 検査内容 事故発生時に該当の遮断器がトリップすることを確認する。</p> <p>(2) 検査方法 継電器を擬似的に動作させ、該当の遮断器をトリップさせる。</p> <p>(3) 検査基準 標準仕様書「2-4-1機能(7)保護機能(a)」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-2-8 インターロック検査</p> <p>(1) 検査内容 遮断器、断路器、双投形電磁接触器のインターロックを確認する。</p> <p>(2) 検査方法</p> <p>(a) 断路器操作防止 遮断器を投入した状態で、断路器を操作する。</p> <p>(b) 遮断器投入防止 断路器を完全開・閉でない状態にし、遮断器を操作する。</p> <p>(c) 停電時の遮断器の動作 自家発電設備が設置されている箇所において、受電遮断器を手動にて投入操作する。</p>	

旧	新	備考
	<p>(d) 双投形電磁接触器の作動防止 受配電設備の自動、手動を変更し、擬似の電圧確立信号の有無で双投形電磁接触器を操作する。</p> <p>(3) 検査基準 標準仕様書「2-4-1機能(7)保護機能(b)」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-2-9 変圧器仕様検査</p> <p>(1) 検査内容 変圧器の仕様を確認する。</p> <p>(2) 検査方法</p> <p>(a) 仕様 「JEC2200[変圧器] 第1編一般7.1般受入試験」によるものとする。 なお、耐電圧試験の試験電圧は、裁断波 65kV 以上、短時間交流耐電圧 22kV 以上とする。</p> <p>(b) タップ切換 定格の入力電源を印加し、タップを変更した際の変圧器の二次電圧を測定する。</p> <p>(3) 検査基準</p> <p>(a) 仕様は、「JEC2200[変圧器]」によるものとする。 (b) タップ切換は、標準仕様書「2-4-2仕様(1)変圧器」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-2-10 高圧遮断器仕様検査</p> <p>(1) 検査内容 高圧遮断器の仕様を確認する。</p> <p>(2) 検査方法 「JEC2300[交流断路器] 10. 受入検査」又は「JIS C 4603 [高圧交流遮断器] 10.2受渡検査」によるものとする。 なお、耐電圧試験の試験電圧は、「JEC2300[交流遮断器]」の短時間交流耐電圧 22kV 以上、又は「JIS C 4603[高圧交流遮断器]5.2定格耐電圧」の絶縁階級6号A以上とする。</p> <p>(3) 検査基準 「JEC2300[交流断路器]」又は「JIS C 4603 [高圧交流遮断器]」によるものとする。</p> <p>2-2-11 断路器仕様検査</p> <p>(1) 検査内容 断路器の仕様を確認する。</p> <p>(2) 検査方法 「JEC2310[交流断路器]8. 受入試験」又は「JIS C 4606 [屋内用高圧断路器] 8.2受渡検査」によるものとする。 なお、耐電圧試験の試験電圧は、「JEC2310[断路器]」の短時間交流耐電圧は22kV以上、又は「JIS C 4606[屋内用高圧断路器]」の絶縁階級6号A以上とする。</p> <p>(3) 検査基準 「JEC2310[交流断路器]」又は「JIS C 4606 [屋内用高圧断路器]」によるものとする。</p>	

旧	新	備考
	<p>2-2-12 避雷器仕様検査</p> <p>(1) 検査内容 避雷器の仕様を確認する。</p> <p>(2) 検査方法 「JEC203[避雷器] 8.受入検査」及び「JEC2310[交流断路器] 8.受入試験」によるものとする。</p> <p>(3) 検査基準 「JEC203[避雷器]」及び「JEC2310[交流断路器]」によるものとする。</p> <p>2-2-13 電力ヒューズ仕様検査</p> <p>(1) 検査内容 電力ヒューズの仕様を確認する。</p> <p>(2) 検査方法 「JEC2330[電力ヒューズ] 7.受入試験」又は「JIS C 4604 [高圧限流ヒューズ]8.2 受渡検査」によるものとする。</p> <p>(3) 検査基準 「JEC2330[電力ヒューズ]」又は「JIS C 4604 [高圧限流ヒューズ]」によるものとする。</p> <p>2-2-14 計器用変圧器仕様検査</p> <p>(1) 検査内容 計器用変圧器の仕様を確認する。</p> <p>(2) 検査方法 「JEC1201 [計器用変成器] 4.3.1 (2) 受入試験」又は「JIS C 1731-2 [計器用変成器- (標準用及び一般計測用) 第2部: 計器用変圧器] 9.受入試験」によるものとする。 なお、誤差精度は「JEC1201 [計器用変成器] 4.2.1 比誤差及び位相角の限度」による1P級、又は「JIS C 1731-2 [計器用変成器- (標準用及び一般計測用) 第2部: 計器用変圧器] 5.3 確度階級」による1.0級とする。</p> <p>(3) 検査基準 「JEC1201 [計器用変成器]」又は「JIS C 1731-2 [計器用変成器- (標準用及び一般計測用) 第2部: 計器用変圧器]」によるものとする。</p> <p>2-2-15 計器用変流器仕様検査</p> <p>(1) 検査内容 変流器の仕様を確認する。</p> <p>(2) 検査方法 「JEC1201[計器用変成器]2.3.1 (2) 受入試験」又は「JIS C 1731-1[計器用変成器- (標準用及び一般計測用) 第1部: 変流器]」によるものとする。 なお、誤差精度は「JEC1201[計器用変成器] 2.2.1比誤差及び位相角」又は「JIS C 1731-1[計器用変成器- (標準用及び一般計測用) 第1部: 変流器]5.4 確度階級」によるものとする。</p>	

旧	新	備考
	<p>のとする。</p> <p>(3) 検査基準 「JEC1201[計器用変成器]」又は「JIS C 1731-1[計器用変成器—(標準用及び一般計測用)第1部:変流器]」によるものとする。</p> <p>2-2-16 低圧遮断器仕様検査</p> <p>(1) 検査内容 低圧遮断器の仕様を確認する。</p> <p>(2) 検査方法 「JIS C 8201-2-1[低圧開閉装置及び制御装置—第2-1部:回路遮断器(配線用遮断器及びその他の遮断器)]8試験」によるものとする。</p> <p>(2) 検査基準 「JIS C 8201-2-1[回路遮断器]」によるものとする。</p> <p>2-2-17 双投形電磁接触器仕様検査</p> <p>(1) 検査内容 双投形電磁接触器の仕様を確認する。</p> <p>(2) 検査方法 「JEM1038[電磁接触器]9.2受渡検査」によるものとする。 なお、「JEM1038[電磁接触器] 5.5開閉容量及び遮断性能」のAC-3・6・4-4以上とする。</p> <p>(3) 検査基準 「JEM1038[電磁接触器]」によるものとする。</p> <p>2-2-18 低圧電磁接触器仕様検査</p> <p>(1) 検査内容 低圧電磁接触器の仕様を確認する。</p> <p>(2) 検査方法 「JEM1038 [電磁接触器]9.2受渡検査」によるものとする。 なお、性能は、「JEM1038[電磁接触器] 5.5開閉容量及び遮断性能」のAC-3・1・1-1以上とする。</p> <p>(3) 検査基準 「JEM1038[電磁接触器]」によるものとする。</p> <p>2-2-19 柱上開閉器仕様検査</p> <p>(1) 検査内容 柱上負荷開閉器の仕様を確認する。</p> <p>(2) 検査方法 「JIS C 4607[引外し高圧交流負荷開閉器]7.受渡検査」によるものとする。なお、耐電圧試験の試験電圧は、商用周波耐電圧22kV以上とする。</p>	

旧	新	備考
	<p>(3) 検査基準 「JIS C 4607[引外し高圧交流負荷開閉器]」によるものとする。</p> <p>2-2-20 調光変圧器仕様検査</p> <p>(1) 検査内容 調光変圧器の仕様を確認する。</p> <p>(2) 検査方法 「JEC2200[変圧器]第1編一般7.1一般受入試験」によるものとする。</p> <p>(3) 検査基準 「JEC2200[変圧器]」によるものとする。</p> <p>2-2-21 低圧切換開閉器仕様検査</p> <p>(1) 検査内容 低圧切換開閉器の仕様を確認する。</p> <p>(2) 検査方法 「JIS C 8201-2-1[低圧開閉装置及び制御装置－第 2-1 部：回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器）]8試験」によるものとする。</p> <p>(3) 検査基準 「JIS C 8201-2-1[低圧開閉装置及び制御装置－第 2-1 部：回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器）]」によるものとする。</p> <p>2-2-22 指示計器精度検査</p> <p>(1) 検査内容 指示計器の仕様を確認する。</p> <p>(2) 検査方法 「JIS C 1102[直動式指示計器 第9部 試験方法]」によるものとする。なお、電圧及び電流の精度は1.5級以上、力率の精度は5.0級以上とする。</p> <p>(3) 検査基準 「JIS C 1102[直動式指示計器]」によるものとする。</p> <p>2-2-23 電力量計仕様検査</p> <p>(1) 検査内容 電力量計の仕様を確認する。</p> <p>(2) 検査方法 「JIS C 1216-1[電力量計（変成器付計器）-第1部：一般仕様]7.2受渡検査」によるものとする。</p> <p>(3) 検査基準 「JIS C 1216-1[電力量計（変成器付計器）-第1部：一般仕様]」によるものとする。</p>	

旧	新	備考
	<p>2-2-24 継電器仕様検査</p> <p>(1) 検査内容 保護継電器の仕様を確認する。</p> <p>(2) 検査方法 「JEC2500[電力用保護継電器]6.3.1構造、6.3.6制御電源異常、6.3.7絶縁（雷インパルス耐電圧は除く）6.3.10負担、その他要求される特性」によるものとする。</p> <p>(3) 検査基準 「JEC2500[電力用保護継電器]」によるものとする。</p> <p>2-2-25 高圧過電流継電器仕様検査</p> <p>(1) 検査内容 高圧過電流継電器の仕様を確認する。</p> <p>(2) 検査方法 「JEC2510[過電流継電器]6.3動作値、6.5動作時間」又は「JIS C 4602[高圧受電用過電流継電器]9.2受渡検査」によるものとする。</p> <p>(3) 検査基準 「JEC2510[過電流継電器]」又は「JIS C 4602[高圧受電用過電流継電器]」によるものとする。</p> <p>2-2-26 高圧地絡継電器仕様検査</p> <p>(1) 検査内容 高圧地絡継電器の仕様を確認する。</p> <p>(2) 検査方法 「JIS C 4601[高圧地絡継電装置]8.2受渡検査」によるものとする。</p> <p>(3) 検査基準 「JIS C 4601[高圧地絡継電装置]」によるものとする。</p> <p>2-2-27 高圧地絡方向継電器仕様検査</p> <p>(1) 検査内容 高圧地絡方向継電器の仕様を確認する。</p> <p>(2) 検査方法 「JIS C 4609 [高圧受電用地絡方向継電装置]8.2受渡検査」によるものとする。</p> <p>(3) 検査基準 「JIS C 4609 [高圧受電用地絡方向継電装置]」によるものとする。</p> <p>2-2-28 電圧継電器仕様検査</p> <p>(1) 検査内容 電圧継電器の仕様を確認する。</p> <p>(2) 検査方法 「JEC2511[電圧継電器]6.3動作値、6.5動作時間」によるものとする。</p> <p>(3) 検査基準</p>	

旧	新	備考
	<p>「JEC2511[電圧継電器]」によるものとする。</p> <p>2-2-29 低圧地絡継電器仕様検査</p> <p>(1) 検査内容 低圧地絡継電器の仕様を確認する。</p> <p>(2) 検査方法 「JIS C 8374[漏電継電器]9.2受渡検査」によるものとする。</p> <p>(3) 検査基準 「JIS C 8374[漏電継電器]」によるものとする。</p> <p>2-2-30 デジタル形保護継電器仕様検査</p> <p>(1) 検査内容 デジタル形保護継電器の仕様を確認する。</p> <p>(2) 検査方法 擬似的にデジタル形保護継電器を動作させる。</p> <p>(3) 検査基準 標準仕様書「2-4-2 仕様(16)保護継電器6」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-2-31 インターフェース検査</p> <p>(1) 検査内容 本設備と他設備のインターフェース条件を確認する。</p> <p>(2) 検査方法</p> <p>(a) 自家発電設備との取り合い 擬似的に出力信号を発生させ、自家発電設備へ出力する端子台で取り合い信号を確認し、端子間の電圧、電流を測定する。 また、自家発電設備からの入力端子に擬似の信号を入力し、取り合い信号を確認する。</p> <p>(b) 無停電電源設備との取り合い 無停電電源設備からの入力端子に擬似の信号を入力し、取り合い信号を確認する。</p> <p>(c) 主機設備との取り合い 擬似的に出力信号を発生させ、主機設備へ出力する端子台で取り合い信号を確認し、端子間の電圧、電流を測定する。 また、主機設備からの入力端子に擬似の信号を入力し、取り合い信号を確認する。</p> <p>(3) 検査基準 標準仕様書「2-5 インターフェース」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-2-32 試験停電機能検査</p> <p>(1) 検査内容 試験停電操作により、停電時の動作が行われることを確認する。</p> <p>(2) 検査方法 試験停電操作を行い、動作を確認する。</p>	

旧	新	備考
	<p>(3) 検査基準 標準仕様書「2-10-1 保守機能 (1) 試験停電」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-2-33 MTTR 確認検査</p> <p>(1) 検査内容 部品交換に要する時間を確認する。</p> <p>(2) 検査方法 通常の取り付け状態において、部品を交換し復旧するまでの時間を時間計測器（ストップウォッチ）にて計測する。</p> <p>(3) 検査基準 標準仕様書「2-10-2 MTTR」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-2-34 外観検査</p> <p>(1) 検査内容 設備構成全般を対象に外観、構造及び塗装状態の確認を行う。</p> <p>(2) 検査方法 目視及び触手により確認を行う。</p> <p>(3) 検査基準</p> <p>(a) 設備の外観にキズ、ほこり、ゴミ及び汚れがないこと。</p> <p>(b) 構成材料及び部品配置について欠陥がないこと。</p> <p>(c) 内外面の塗装色、艶の有無、塗装の剥離及びキズが無いこと</p>	